

提出期限 令和8年2月6日（金）	事前調査番号	
---------------------	--------	--

特定計量器(はかり)定期検査のための事前調査票

令和7年度は、本町における2年に1回の特定計量器（はかり）の定期検査の年となっています。
計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務付けられています。
つきましては、下記の項目にご回答いただき、はかりの状況調査にご協力をお願いいたします。

1. 貴事業所についてご記入ください

事業所(所有者)名称 (※店舗名迄)	担当者名	
	電話番号	
事業所(所有者)住所	〒 一	業種 ※下記からお選びください
【業種】 ①漁業 ②鉱業、採石業、砂利採取業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・熱供給・水道業 ⑥情報通信業 ⑦運輸業、郵便業 ⑧卸売業、小売業 ⑨金融業、保険業 ⑩不動産業、物品賃貸業 ⑪学術研究、専門・技術サービス業 ⑫宿泊業、飲食サービス業 ⑬生活関連サービス業、娯楽業 ⑭教育、学習支援業 ⑮医療、福祉 ⑯複合サービス事業 ⑰サービス業（他に分類されないもの） ⑮公務（他に分類されるものを除く） ⑯分類不能の産業		

2. 該当するものに✓印を記入してください。

① 事業所に取引・証明に使用している「はかり」はありますか？	<input type="checkbox"/> はい . <input type="checkbox"/> いいえ
※「取引」「証明」については、別紙「計量器（はかり）定期検査のお知らせ」をご参照ください。	
② ヤマト運輸等から借りている「はかり」はありますか？	<input type="checkbox"/> はい . <input type="checkbox"/> いいえ
③ 前回（令和5年度）に定期検査を受けた「はかり」で廃棄・譲渡等した「はかり」はありますか？	<input type="checkbox"/> はい . <input type="checkbox"/> いいえ

⇒①～③の問い合わせ、「はい」の回答がある事業者は、下記に「はかり」の詳細をご記入ください

3. はかりの詳細をご記入ください

※行が足りない方は、裏面もご利用ください

状況	はかりの種類	定期検査受験日等 (西暦/月/日)	検査結果	ひょう量 (最大能力)	器物番号	今年度 (令和7年度) 検査種別
例	継続	①電気式秤	2024/3/1	合格	150kg	123456
1						
2						
3						
4						
5						

【状況】

○継続 ○新規 ○廃棄 ○譲渡 ○不明

【はかりの種類】

①電気式秤 ②手動天秤 ③等比皿手動秤 ④棒秤 ⑤その他の手動秤 ⑥ばね式秤 ⑦手動指示併用秤
⑧その他の指示秤 ⑨分銅 ⑩定量おもり ⑪定量増おもり

【検査種別】

①定期検査(公民館) ②代検査(予定) ③代検査(済み) ④免除 ⑤不要(廃棄等)

※定期検査受験日等は、直近の検査受験日をご入力ください。

前回、定期検査(上の森かなちホールで実施)を受検したはかりは「2024/2/19」となります。

御協力ありがとうございました。御入力後は裏面連絡先までメール又はFAX、郵送にてご提出ください。

- ・計量器定期検査(検査手数料等詳細)につきましては、沖縄県計量検定所にご連絡又は沖縄県ホームページをご覧ください。
- ・計量器定期検査の日程につきましては、町ホームページにも掲載いたします。

《裏面》

3 はかりの詳細をご記入ください

	状況	はかりの種類	定期検査受験日等 (西暦/月/日)	検査 結果	検査 種別	ひょう量 (最大能力)	器物番号
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

【提出先】

与那原町役場ブランド推進課
 住所：(〒901-1301)与那原町字上与那原16
 FAX番号：098-944-3365
 メールアドレス：y-brand@town.yonabaru.lg.jp

【お問い合わせ先】

○事前調査内容について
 (町ブランド推進課) 電話：098-945-5323
 ○計量器定期検査について
 (沖縄県計量検定所) 電話：098-889-2775

特定計量器定期検査持ち物　：　①計量器（はかり）　②検査手数料(現金のみ)

※検査手数料はお釣りのないようご準備お願ひいたします。